

平成 27 年 4 月 1 日開始
令和 元年 8 月 1 日改定

お客様各位

【お願い】

長崎市内における建築確認を当センターに申請いただく場合におきましては、

申請書に **指定道路図**、**用途地域図** の添付をお願いします。

指定道路図

- 長崎市指定道路情報案内システム（長崎市建築指導課窓口を設置）により印刷した、計画敷地が接する道路等の種別を示した指定道路図

用途地域図

- 長崎市指定道路情報案内システム（長崎市建築指導課窓口を設置）により印刷した、計画敷地を含む用途地域図（防火・準防火地域等が定められている地域についてはそれらの地域を含むもの）

当センターでは、建築確認申請に係る道路等の審査にあたり、以下により確認します。

- ① 計画敷地が接する道路等について、指定道路図により確認します。
- ② 法 42 条 1 項 4 号道路、1 項 5 号道路、及び 3 項道路（水平指定）・・・①に加え、お客様において、長崎市建築指導課をたずねていただき、道路について、計画の配置図に道路の照合印があるものを確認します。
- ③ 法 43 条 2 項特定通路・・・ ①のほか、特定行政庁の認定・許可通知書（写）により確認します。
- ④ ①～③のほか、必要に応じ、接道等に関する必要書類により確認します。

指定確認検査機関

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター